

別記2 予防規程の認可

1	予防規程の基本的な考え方	2
2	予防規程対象施設	2
3	予防規程の作成対象除外施設	2
4	予防規程の作成単位	2
5	危険物保安監督者の代行者の定め	2
6	自衛消防組織の編成	3
7	給油取扱所の予防規程	3
8	単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程	5
9	災害対応設備等を配備する給油取扱所等の予防規程	6
10	給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の予防規程	6
11	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式制御機器の使用に係る予防規程	6
12	給油取扱所における屋外での物品販売等に係る予防規程	6
13	給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る予防規程	6
14	製造所及び一般取扱所の危険要因に対する対策	7
15	屋外タンク貯蔵所に対する津波対策	7
16	予防規程の不認可	8
17	予防規程作成上の留意事項について	8
18	変更認可の申請を要さない変更について	12

別記2 予防規程の認可

1 予防規程の基本的な考え方

- (1) 予防規程は、消防法令の規制と相まって企業が安全に操業するための自主保安基準である。
- (2) 事業所の保安に関する最終の責任が事業所長等にあることを銘記し、予防規程の作成については事業所長等自ら参画して創意と工夫を盛り込む。
- (3) 予防規程は、消防法令等の目的に即して事業所の組織及び施設規模の実態に適合するように作成する。

2 予防規程対象施設

予防規程を定めなければならない製造所等は、次の施設が対象となるものである。

- (1) 指定数量の倍数が10以上の製造所
- (2) 指定数量の倍数が150以上の屋内貯蔵所
- (3) 指定数量の倍数が200以上の屋外タンク貯蔵所
- (4) 指定数量の倍数が100以上の屋外貯蔵所
- (5) 指定数量の倍数が10以上の一般取扱所（指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第4類の危険物のみを容器に詰め替えるものを除く。）
- (6) 移送取扱所
- (7) 給油取扱所（自家用屋外給油取扱所以外のもの。）

3 予防規程の作成対象除外施設【昭40. 11. 2 自消丙予発第178号】

次に掲げる施設については、予防規程の作成を要しないものである。

- (1) 鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- (2) 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等

4 予防規程の作成単位【昭40. 11. 2 自消丙予発第178号】

予防規程の作成単位は、原則として「製造所、貯蔵所又は取扱所」ごとに作成するものであるが、災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業所内の予防規程作成対象施設以外の製造所等を含む事業所単位に一の予防規程を集約し、該当する全ての製造所等を網羅するように規定する。

なお、この場合で2以上の予防規程作成対象施設を持つ事業所が、当該事業所内のすべての対象施設の予防規程の内容に相当する規定を全部盛り込んだ予防規程を作成した場合には、当該予防規程をもって、すべての作成対象施設の予防規程とみなすことができるものである。

5 危険物保安監督者の代行者の定め

危険物保安監督者の代行者は、複数の者を定めておくことができるものであるが、この場合は代行順序と代行者に付与される権限について定めておかなければならない。

代行者に関しては、基本的に担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則

的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

6 自衛消防組織の編成

自衛消防組織の編成にあたって、従業員の勤務体制の実態に合わせた組織の編成でなければならない。

7 給油取扱所の予防規程

(1) 営業用給油取扱所【昭62. 4. 28 消防危第38号】

予防規程に定めなければならない事項は、次によるものである。

ア 総括的な事項

- (ア) 目的としては、法第14条の2の規定に基づき、火災その他の災害を防止することとする。
- (イ) 適用範囲は、給油取扱所の全域とする。
- (ウ) 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課するものとする。
- (エ) 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定める。
- (オ) 規程の改正は、危険物取扱者等の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の認可を要することについて定める。

イ 保安の役割分担

- (ア) 保安管理を行う者として、所長、危険物保安監督者の氏名を定める。
- (イ) 保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定める。
- (ウ) 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定める。
- (エ) 危険物取扱者の氏名等の表示について定める。

ウ 貯蔵及び取扱基準等

- (ア) 危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準の遵守義務を定め、この基準としては、消防法令に定めるところによるが、特に次の事項について定める。
 - a 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - b 給油、注油時における油種の確認
 - c 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目確認及び受け入れタンクの残量の確認
 - d みだりな火気及び火花等を発生させる機会器具の使用の禁止
 - e 危険物の積みおろし時及び給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
 - f 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済容器の放置の禁止
 - g その他当該給油取扱所の形態等に応じ、必要な事項
- (イ) 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め、特に留意しなければならない事項として次の事項を定める。
 - a 給油又はこれに付随する注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係のない者をもってばら対象とする業務を行わないこと。
 - b 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施

- c 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
- d その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じ、必要な事項
- (9) 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらかじめ明示された場所において行わせることとする。

エ 点検

- (7) 点検については、次のように定める。
 - a 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定
 - b 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務及び所長への報告義務
 - c 点検記録簿への記入義務と保存義務
- (4) 改修、補修工事については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するものとする。

オ 事故及び火災時の措置

- (7) 災害時の即応体制を備えておくため、自衛消防隊を編成すること及び消防隊長、隊員の責務を定める。(規模に応じ、その役割分担を定める。)
- (4) 事故時の措置及び消火活動等については、次のように定める。
 - a 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務とこの場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施
 - b 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置の実施
 - c 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報
- (9) 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定める。

カ 教育及び訓練

- (7) 保安教育としては、その対象者、実施時期及び内容等について定める。
- (4) 訓練としては、その内容及び実施時期等について定める。
- (2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所【平10. 3. 13 消防危第25号】
予防規程に定めなければならない事項は、次によるものである。
 - ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下「危険物取扱者等」という。)の体制について
 - イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練について
 - ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示について
 - エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定について
 - オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検について
- (3) 自動車等の給油を目的とする顧客の車両に係る板金作業及び塗装作業を行う給油取扱所
 - ア 塗装作業等を行う場所等について
 - イ 塗装作業等に係る安全対策について(火気・火花の使用禁止及び換気に関する事項、並びに当該安全対策の周知に関する事項等)

ウ 塗装作業等による災害が発生した場合における対応行動について

- (4) 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所【平成18. 4. 25 消防危第106号】

給油タンク車を用いて給油することを明記する。

- (5) 電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所【平成24. 3. 16 消防危第77号】

ア 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合

急速充電設備の使用状況の監視体制、従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等について明記する。

イ 急速充電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設けない場合

急速充電設備の使用状況の監視体制及び従業員への教育について明記する。

- (6) LPGバルク貯槽を設置している給油取扱所【平成10. 10. 13 消防危第90号】

LPGタンクローリーからの受入中の安全対策について定める。

- (7) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所【平成10. 3. 11 消防危第22号】

ア 圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項

イ 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限の設定について

- (8) 圧縮水素充填設備設置給油取扱所【平24. 5. 23 消防危第140号、平成27. 6. 5 消防危第123号】

圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定める。また、危険物から水素を製造するための改質装置を設置し、当該装置の暖機運転を遠隔監視とする場合には、次の事項について定める。

ア 改質装置の監視、制御を行う場所

イ 改質装置の監視、制御を行う体制

ウ 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む。）及び対応体制

エ 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

- 8 単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程【平17. 10. 26 消防危第245号】

予防規程の作成義務のある給油取扱所等にあつては、次の事項について定める。また、その他の給油取扱所等にあつては、次の事項について定めた「単独荷卸し実施規程」を作成する。

- (1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

- (2) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。

- (3) 単独荷卸しの実施に関すること。

- (4) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。

- (5) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。

- (6) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

- (7) 添付書類

ア 石油供給者（石油元売会社、商社等）又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類。ただし、危険物保安技術協会における評価結果通知書を充

てることができるものである。

イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所に対して確約した書類（契約書等）

9 災害対応設備等を配備する給油取扱所等の予防規程

緊急用可搬式ポンプ及び移動用発電機を設置する給油取扱所等にあつては、次の事項について定める。

- (1) 使用条件に関すること。
- (2) 使用時の安全対策に関すること。
- (3) 維持管理方法及び従業員の教育に関すること。

10 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の予防規程【平30. 8. 20 消防危第154号】

下記11に記す可搬式制御機器を除くもので、主に電子決済機器や接客、在庫管理等の業務に利用する端末を想定したものであり、使用する場合は次の事項について定める。

- (1) 携帯型電子機器の仕様、保護措置に関すること。
- (2) 携帯型電子機器の用途、使用場所及び管理体制に関すること。
- (3) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置に関すること。

11 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式制御機器の使用に係る予防規程【令2. 3. 27 消防危第87号】

可搬式制御機器を使用する場合は次の事項について定める。

- (1) 可搬式制御機器の落下防止措置に関すること。
- (2) 災害発生時における可搬式制御機器の使用制限に関すること。
- (3) 迅速な初期消火を行うための消火器の配置に関すること。
- (4) 可搬式制御機器による許可を行う上での教育及び訓練に関すること。

12 給油取扱所における屋外での物品販売等に係る予防規程【令2. 3. 27 消防危第88号】

給油取扱所敷地内において物品販売等の業務を行う場合は、次の事項を定める。

- (1) 物品の配置及び管理に関すること。
- (2) 避難経路及び避難誘導体制に関すること。

13 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る予防規程【令3. 3. 30 消防危第50号】

給油取扱所の営業時間外における販売等の業務を行う場合は、次の事項について定める。

- (1) 危険物施設の管理及び車両衝突・いたずら・放火等による事故防止に関すること。
- (2) 火災・漏えい事故等緊急時の措置に関すること。
- (3) 避難及び不特定多数の者の利用に供する場合の留意事項
- (4) 給油取扱所の所有者等と営業時間外における販売等の業務にあたる者が異なる場合における防火管理や施設等の管理に係る責任関係の明確化に関すること。

14 製造所及び一般取扱所の危険要因に対する対策【平成17.1.14 消防危第14号】

事故発生率が高く、とりわけ自主的な保安対策の推進が重要とされる製造所及び一般取扱所にあつては、取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握したうえで有効な対策を決定していく事故防止のための基本的取組に関する事項を定める。

なお、危規則第60条の2第1項第8号の3に規定する「危険要因」とは、火災・爆発又は漏えいの発生、拡大の要因をいうものである。危険要因の把握について、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得る施設にあつては、これまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに、想定事故形態及び必要と考える対策を箇条的に整理するような簡易な方法でも構わないものである。

15 屋外タンク貯蔵所に対する津波対策【平24.8.21 消防危第197号】

東日本大震災による屋外タンク貯蔵所の被害事例を踏まえ、地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定された地域に所在する屋外タンク貯蔵所については、後記17(10)イのほか次の事項を盛り込むこと。

なお、津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、所有者等は、それぞれの状況を踏まえ具体的な被害予測を行う必要がある。この被害予測の実施に当たっては、総務省消防庁ホームページにおいて提供している屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用して行うこと。

(1) 特定屋外タンク貯蔵所

津波により特定屋外貯蔵タンクの附属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から3m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクは、次のいずれかに該当する配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置について定めること。

ただし、配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する弁（逆止弁）が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から危険物の受入れ及び払出しを行う等配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波により配管が破損した場合でも、タンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合については不要とする。

ア 津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮したうえで、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築する。この場合、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的に検討する必要がある。

イ 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を設置する。この場合、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的に検討する必要があるとともに、地震時における予備動力源の信頼性についても検討すること。

(2) 特定屋外タンク貯蔵所以外【平24.8.1 消防危第184号】

1,000kl未満の屋外貯蔵タンクは、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、津波被害シミュレーションの結果を踏まえ、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について定めること。なお、津波被害シミュレー

ションについては、総務省消防庁ホームページにおいて提供している屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用すること。

16 予防規程の不認可【昭40. 11. 2 自消丙予発第178号】

予防規程が次に該当する場合は、認可を与えないものである。

- (1) 基本的事項が明確でないとき。
- (2) 予防規程に危政令第4章の規定に違反するものがあるとき
- (3) その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき

17 予防規程作成上の留意事項について【平13. 8. 23 消防危第98号、平17. 1. 14 消防危第14号、平24. 8. 21 消防危第197号】

予防規程の作成にあたっては、前記1のとおり、施設の実態に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定するよう作業を進めることが重要であるが、危規則第60条の2に規定されているもののうち、次の事項について「予防規程に盛り込むべき主な事項」及び「予防規程作成時に考慮すべき事項」は以下の内容が考えられるので、参考とすること。

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
- イ 保安業務の各役割の担当者
- ウ 保安業務の各役割の代行者
- エ 交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与えたり、施設の点検等の維持管理をすること等がある。また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。危険物施設の所有者、保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

- (2) 自衛の消防組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 自衛の消防組織の活動内容
- イ 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- ウ 自衛の消防組織の構成員の代行者

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物の規制に関する危政令第38条の2により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。

(3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 保安教育の対象者の区分
- イ 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- ウ 保安教育の時期

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために従業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とすることが必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。特に、実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。

(4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
- イ 巡視、点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
- ウ 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
- エ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

法第12条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、危政令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、法第14条の3の2により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。

これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法を、チェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。

なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、危政令の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合、資格が必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

(5) 危険物施設の運転又は操作に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ア 安全かつ適正に運転するための基準
- イ 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準

ウ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準

エ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみならず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、後記(6) 危険物の取扱作業の基準に関することにも該当する事項がある場合は、(6)の内容を本項目に含めることも可能である。

(6) 危険物の取扱作業の基準に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 危険物の規制に関する危政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準

イ 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（アに該当するもの以外）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、危政令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、前記(5) 危険物施設の運転又は操作に関することにも該当する事項がある場合は、前記(5)の内容を本項目に含めることも可能である。

(7) 補修等の方法に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階、工事中、工事終了後）

イ 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制

ウ 補修工事終了後の安全確認方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部所間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。また、工事計画作成段階においては、補修に先だって講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

(8) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

危険物施設において工事を行う際の安全管理の基本的な体制・仕組み（責任者の要件、事業所全体の調整を含め工事計画を承認する仕組み・手続き、工事開始前及び開始後に行うべき安全対策の基本的事項、協力業者を含めた保安情報の共有等）

(9) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）

イ 避難に関すること

ウ 応急措置方法（火災、漏えい、地震等に対する措置、資機材に関すること）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

法第16条の3において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならないとされていることから、消防署等への通報連絡体制と手段を定めるとともに、応急措置に関する事項を定め、これに使用する資機材を準備する必要がある。なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法をできるだけ具体的にわかりやすく定めておくことが必要である。

- (10) 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 地震発生後、危険物施設等に対して行うべき事項（優先順位を考慮した施設の点検、運転停止等の措置、異常発生の危険性を想定した事前措置（必要な従業員の緊急参集、必要な資機材等の調達等）等）

イ 地方公共団体等が作成する津波浸水想定区域図等において、津波による浸水が想定された地域に所在する製造所等については、次の事項を盛り込むこと。

(ア) 従業員等への連絡方法

設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮したうえ、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法を定めること。

(イ) 従業員等の安全確保等に係る対応

地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等を定めること。

(ロ) 施設の緊急停止の方法、手順等

- a 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応
- b 津波襲来までの時間に応じた対応
- c 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災・流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程（プロセス）に応じた対応
- d 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応

(ハ) 施設の緊急停止等の実施体制

- a 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果的に行うための判断基準、権限及び従業員の役割
- b 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制

(ニ) 従業員への教育及び訓練

(ア) から(ハ) までについての従業員への教育及び定期的な訓練について定めること。

(ホ) 入構者に対する周知

従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知について定めること。

(11) 危険物の保安に関する記録に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

ア 保安に関する記録の様式（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））

イ 保安に関する記録の保存方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

保安に関する記録としては、次のア～オ等がある。

ア 点検・検査の記録

イ 設備の故障、補修等に関する記録

ウ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録

エ 異常時の応急措置に関する記録

オ 事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かしていくといった活用方法もあるため、索引をつけるなど、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。

18 変更認可の申請を要さない変更について

次の場合、変更認可の申請は必要とせず、松浦市危険物規制規則第 8 条に定める軽微な変更の届出によることとして差し支えない。

(1) 給油取扱所の予防規程に保安管理を行う者として記載されている所長、危険物保安監督者の氏名の変更【昭62. 4. 28 消防危第38号】

(2) 予防規程に記載されている個人名の変更【平13. 8. 23 消防危第98号】